

監査報告書

令和元年6月10日

国立大学法人九州大学

総長 久保千春 殿

国立大学法人九州大学

監事 細田 勝則 (印)

監事 白水 一信 (印)

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人九州大学の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第15期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

国立大学法人九州大学監事監査要綱等に基づいて、監査の方針等に従い、役員等との意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携し、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に出席し、意見を述べるほか、役員等からその職務の執行状況について報告を聴取し、必要に応じて説明を求めました。また、重要書類等を閲覧し、部局等において業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、本学におけるガバナンス体制や役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役員等からその整備及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査に関しては、財務担当部署から財務情報について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人九州大学の業務運営については、法令等に従って適正に実施されており、特に指摘すべき事項は認められません。また、第3期中期目標の達成に向けた取り組みも着実に実施されているものと認めます。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の仕事の執行に関し、不正の行為及び法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人九州大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、財務諸表及び決算報告書は本学の財務及び運営状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は国立大学法人が別途保管しております。